

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

まず、私は、この R A A の実施法案の質問に入る前に、昨今の外交防衛政策で非常に気になる点があるので、それを両大臣に伺っていきたいと思います。

まず、防衛大臣、今朝のニュースなので事前通告はしていませんが、ただ、防衛大臣しか答えられない質問なのでお願いしたいんです。

今朝の朝日新聞に、中谷防衛大臣が三月末のヘグセス米国防長官との会談で、中国への対抗を念頭に、東シナ海や南シナ海、朝鮮半島を中心とした地域を一体の戦域として捉え、日米が同志国とともに防衛協力を強化するワンシアター構想というのを伝えていたということが分かりました。中谷防衛大臣は、東京都内で行われたこの会談で、日本はワンシアターの考え方を持っている、日米豪、フィリピン、韓国などを一つのシアターとして捉え連携を深めていきたいと。ヘグセス防衛庁、アメリカの場合は防衛庁長官ですね、は、（発言する者あり）あつ、国防長官、失礼しました、歓迎を示したといいます。ヘグセス氏はその後、石破総理とも会談でこのワンシアター構想に言及した上で、中谷さんが提案したこのワンシアター構想に言及した上で、日米豪韓が、豪韓比が連携する重要性を指摘したということなんです。

まず、これは事実でしょうか。そして、中谷大臣がおっしゃるワンシアター構想というのはどのようなものなのか、是非ともここでお披露いただきたいと思います。

○国務大臣（中谷元君） 日米間の防衛大臣会談の内容、やり取りを明らかにすることは差し控えさせていただきますけれども、ヘグセス長官との会談では、地域の情勢や、またお互いの国の考え方などを話し合いをいたしました。

そこで、共通項目としては、急速に厳しさを増すインド太平洋地域の安全保障情勢、意見交換を行いました。やはり東シナ海及び南シナ海等における力又は威圧による一方的な現状変更の試みに反対するということを確認をいたしました。また、ヘグセス長官とは、自由で開かれたインド太平洋を実現するために、日米を中核として、豪州、韓国、フィリピンを始めとする地域のパートナーとの間で情報共有や運用面を含む協力を進展させていくということでも一致をいたしました。

私自身、大臣就任以降、豪州、インドネシア、フィリピンを訪問したほか、日米豪比韓、これ前回の A S E A N の安全保障会議において前の国防大臣が提唱もされて、米国の国防大臣も提唱されておりましたけれども、日米豪比韓、この五か国の安全保障防衛大臣会議、これを実施をしました。

引き続き、こうした取組を推し進めて、同盟国たる米国、そして同地域の同志国との連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

○松沢成文君 まさしくワンシアター構想ですよ、今の説明だと。

これ、防衛大臣、ワンシアター構想という名前を使って提案したんですか。名前を出しているんですか。

○国務大臣（中谷元君） これ、シアターというのは英語でありまして、今では、演劇とか劇場とか、そういう意味にも使われておりますけれども、私としてはどういう言葉を使ったのか、これは会談の内容になりますので発言は控えさせていただきますが、一つのこの方面であるというような面でお話をいたしました。

自衛隊の活動につきましては、憲法とか法律の範囲内で決まっておりますし、また総理や防衛大臣の指揮の下に我が国が主体的に判断するものでありまして、他国の有事に巻き込まれるというようなことの御指摘は当たらないということでございます。

○松沢成文君 いや、ワンシアター構想、いい名前ですよ。私もシアターが戦域というふうに捉えられるのかなと思って感心したんですけども、実は、私は、防衛大臣よく言ったなと大変評価しているんです。

ただ、構想を提案するのはこれ学者でもできるんです。その構想を実現するのが政治家なんですね。だから、私はこの委員会でしつこいように、東シナ海でもう日本の領土である尖閣がもう中国に完全に乗っ取られそうになっていると。でも、幸いなことに、尖閣の久場島と大正島には米軍の施設があるんです。ここを利用して日米合同訓練をやれば、日米地位協定もあるわけですから、ちゃんと、そうすれば、中国の、尖閣は中国領土だという正当性は完全に失われますよ。日本領土だから米軍基地、米軍の施設があるわけですから。

それで、この尖閣というのは、台湾有事に対しても、あるいは日本の領土を守るためにも非常に重要な位置にある離島ですよ。ここで日米合同軍事訓練をやれば、これは物すごい中国に対する抑止力、対処力になる。それで、ヘグセスさんは、日米安保におけるこの中国に対する抑止力、対処力を一層強化するといってお二人で合意しているんですね。

具体的に、この構想というよりも、この日米合同訓練、演習と言ってもいいと思いますが、尖閣の米軍施設でやりましょう。次は実現の段階に移りましょう。決意をお聞かせください。

○国務大臣（中谷元君） 今回は日米の防衛大臣会議としては初めての会議でありまして、いろんな意見、また分野において考え方を述べ合った次第でございます。

それぞれ、ヘグセス長官なりにお考えを外向きにおっしゃったと思いますけれども、今後の日米同盟の在り方につきましては、政府の中でも総理と相談をしながら慎重に考えを進めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 慎重に考える時期じゃないですね、決断してやる時期ですよ。今の政権交代時が一番のチャンスなんです。それまでのバイデン政権、余り積極的じゃなかったんです、ここでの軍事訓練、いろいろ米国内にも経緯があつて。ところが、トランプ政権になって、安全保障、外交の担当者は、かなり中国に対してはきちっと対応していかなくちゃ危ないと、すごい強い認識持っているんで、ここで日本が、どうでしょう、やりましょうと。それこそワンシアター構想に即する軍事演習ですよ。これを是非とも大臣の方から言っていただくと、私は、中国に対する抑止力、対処力、牽制がきちっと利いてきて、これは台湾有事を阻止することにもつながっていく、日本の領土を守るだけじゃなくてね、強く思いますので、次の会談にはもう具体的な議論に入れると思いますので、是非とも日本側からの提案をよろしくお願いしたいと思います。

次に、今度、外務大臣です。

沖縄県のワシントン事務所について、私も不可解なことばかりなんです。これ、見解いただきたいんですが、沖縄県が違法状態のままアメリカのワシントンDCに設けていた県駐在事務所が閉鎖されることになりました。これ、最初は公的な事務所でいきたかったんだけど、アメリカ側から文句付いて、株式会社方式だと。で、もうこの株式会社の運営もめちゃくちゃだったということで、今徹底して県議会からも百条委員会でやられているわけですけども、私は、この違法状態を問題視して県の決算を否決して、そして予算案を修正した県議会のチェック機能は高く評価したいと思います。

しかし、驚いたことに玉城知事は、この失政を反省してこれを廃止するどころか、何と新たな体制で再スタートに取り組むと、こう発言しているんですよ。

大臣、そもそも外交と安全保障は国の専権事項であります。もし玉城知事が基地問題で意見があるならば、まず政府と議論、交渉すべきですね。私は何もロビー活動まで否定するわけじゃありませんが、ワシントンにですよ、常設事務所を置いて恒常的に反基地活動を行うというのは、これ二重外交そのも

のですよ。アメリカとしてみたら、何なんだ日本はということになりますよね。

外務大臣はこの沖縄県のワシントン事務所についてどう考えておられますか。二重外交で混乱させないように、玉城知事と早期に会談を持って事務所廃止を説得すべきだと思いますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（岩屋毅君） 一般論としてまず申し上げますが、外交は政府の責任において行うべきものであることは言うまでもありません。同時に、地方自治体が、例えば国際交流ですとか経済交流ですとか観光振興などの取組を幅広く行うことを目的として海外に駐在事務所を置くことはある、あり得ると承知しております。

その上で、御指摘の沖縄県がワシントンDCに設置した事務所につきましては、県議会における議論を経て閉鎖される方向となったと承知しておりますが、今後の県の対応を予断する形で政府としてコメントすることは控えたいと思います。

○松沢成文君 私もかつて神奈川県知事をやっていたときに、神奈川県も沖縄に次ぐ基地県なんです、厚木なり、もういろんなところにありますからね、座間なり。それで、私も、やっぱり県民の生活、福祉も守らなきゃいけないんで、同時に日本の抑止力も整えなきゃいけない難しい立場だったんですが、例えば、基地内の環境問題とか、米軍再編において神奈川県ではこういうふうにしてほしいという要望がある。これ実は、米国大使館にも行ったし、要請に、それから、アメリカに渡って国防省、国防総省の担当スタッフにも県の実情を説明に行きました。

だから、こういう陳情活動、要請活動、まあ言葉を換えればロビー活動というのは、私は、政治活動の自由がありますから、ありだと思います。ただ、沖縄の場合はもう恒常的な事務所をずうっと置いているんですよ。それも、公的な事務所を置いちゃアメリカから困ると言われたんで、株式会社方式という分からない方式で。だから、その所長さんは社長になっているんですよ。完全にやることは基地に対する問題の反対運動なんです、反対ロビーなんです。これ、国際親善とかあるいは企業誘致とか、こういう問題で事務所を置いている自治体はありますよ。これ全く異質なもののなんですよ。

ここは国として、しっかりと沖縄県と議論をして、やっぱり二重外交は好ましくないんで、これは国に任せてくれと、沖縄の意見は国の方がちゃんと聞きますからということのをこれ申し上げないと、これアメリカから不信感を買うと思いますが、大臣、それやる気ないですか。一回知事と会ってください。

○国務大臣（岩屋毅君） 基本的に、先ほども申し上げましたが、外交ということになれば、言うまでもなく政府において一元的に、専横的に行わなければならない、防衛についてもそうだと思いますけれども。地方自治体が海外においてどのような活動を展開されるかということについては、これはやっぱり当該自治体あるいは議会の御判断によるところではないかなと思いますので、政府として予断を持ってコメントすることは控えさせていただきたいと思います。

○松沢成文君 まあこの辺りにしておきます。

次に、この戦後八十年総理談話というんですか、メッセージの発出について伺いたいんですが、戦後五十年以降、時の総理は十年ごとに閣議決定を伴う談話というのを発出してきました。戦後八十年を迎える今年、石破総理は八十年談話を出したいと言ったんですが、党内で様々な意見があるようで、何か出すのか出さないのか分かんなくなってきたんですね、発言も。まず、いつまでにどのようにしてこの判断をするのか、お聞きしたい。

それから、ますます混乱したのは、硫黄島に慰霊の訪問の際、これ行ったことは私すごく評価しているんです、総理がですね。で、今度は、さきの大戦の敗因について、私的諮問機関を設置して、この私的の有識者会議から意見を聴取した上で閣議決定を経ないメッセージを出したいというふうに表明して

いるんですね。もう何をやりたいのか全然分らないですよ。

まず、総理が閣議決定を基に出す八十年談話とこの私的メッセージというのはこれ両立するんですか。両方ともやれというのはあり得るんでしょうか。ただ、八十年談話、閣議決定してするのは党内でいろいろ意見があってできないから、でもそれじゃ悔しいから、私の持論であるこのさきの大戦の敗因についてもう一回専門家に集まってもらって、私の立場でこれを発表すると。このメッセージの、じゃ、目的、内容がこれ談話と異なるのか、あるいは二つは両立するのか、あるいはどちらかだったらどちらを優先してやるのか、今、石破総理、どう考えているんでしょうか。

○国務大臣（岩屋毅君） これは、まあ私の立場で断定的にお答えするわけにはいかない事柄だというふうに思いますが、現時点で新たな談話を発出するかは決定しておらず、今後の対応については、これまでの経緯も踏まえながら、様々な観点から検討を行っていくというのが現段階の総理の方針だと理解しております。

それから、今、委員が御指摘があった石破総理が硫黄島訪問の際に述べられたことでございますけれども、現時点において、何ら、スケジュール、あるいは発出の仕方というものが決まっているわけではありません、やはり、どうすれば平和というものを築くことができるのかというのは、過去の検証とともに、未来への思いを込めて、我々は考えていきたいと思っておりますと言っておりますので、私的にさきの大戦の敗因についてメッセージを出したいと明確に発言された事実はないというふうに理解しております。

○松沢成文君 まだやるかどうか、外務大臣ですら全然分らないということですよ。

私は、これまでの戦後の総理が発出した談話で、さきの大戦のある意味で反省を表明するという意義はあったと思います、思います。

ただ、これは近隣諸国に歴史問題を外交で利用する口実を与えてしまったことも否定できないと思います。特に有名なのは、河野談話や宮沢談話ですよ。この慰安婦の強制連行を日本が認めたかのような談話にしてしまって、それをずっと日本攻撃のときに利用されているわけですし。あるいは、村山談話から始まって小泉談話、そして安倍談話ですね、これやっぱり出すたびに、中国は、まあ日本はよく反省している、優秀だと褒めてくれるわけでもなく、何か事があると、ああやって談話で反省していると言っておきながら、何だこの態度は、こういう形に出てくるわけですよ。

それで、私は、もう一回考えなきゃいけないのは、七十年談話を発出した安倍総理は、やっぱりこの言葉を入れているんですね、あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そして先の世代の子供たちに、謝罪し続ける宿命を負わせてはなりません、ここを強調して、日本の謝罪外交に終止符を打ったというふうに多くの国民は理解しているんじゃないでしょうか。

今、政府に求められているのは、八十年前の大戦における侵略の謝罪外交をずっと続けるということではなくて、現在進行している中国やロシアの侵略をいかにして阻止して、平和を維持するため行動するかなんですよ。そっちがぐらぐらで、何か戦後、八十年前の戦争の謝罪ばかりに問題意識を持つというのは、私は本末転倒、主客逆転だと思いますね。

戦後八十年談話もこの私的なメッセージも、私は日本の国益や、あるいは国際平和に資するものとはもう言えなくなっている。これはもうやめるべきだと思います。外務大臣はいかがお考えですか。外務大臣は、そう考えるのであれば、石破総理に、こういうことはもうやめようと進言してはいかがでしょうか。

○国務大臣（岩屋毅君） まず、石破総理、石破政権は過去の歴代の談話を継承しており、これからも継承していくということを一貫して申し上げているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、現時点で新たな談話を発出するかどうか決定していないというのが現状で

ございまして、これまでの経緯も踏まえながら、様々な観点から検討を行っていくというのが現在の総理の方針だと思います。

その上で、私に対するお尋ねですから、私見をあえて申し上げれば、これは、謝るとか謝らないという次元の問題ではないというふうに私は考えております。まあ戦後八十年、被爆八十年のある意味節目の年でございますから、その年に日本国内閣総理大臣が国の内外に対して、うんでもなければすんでもないと、何も言わないというわけには私はいかないんだと思います。そういう意味で、様々な観点から今総理も考えておられるのではないかというふうに思っているところでございます。

○松沢成文君 この談話の、あるいは私的なメッセージの発出については、与党の自民党の中でも意見は大きく割れていると思いますし、恐らく国会の中でも賛否両論があるんでしょう。そういう中で、石破総理の考えだけで無理やりこれを強行するというのは、私は日本国の国益には合わないと思いますし、それで、まず、この談話やメッセージを出すとしたら、どうしても終戦記念日の八月十五日になりますよね、と思いますよ。だって、何十周年談話だったら、当然ですよ。それで、敗戦の原因を調べたその談話だったら、八月十五日以外ないでしょう。

八月十五日に石破総理がまだ総理大臣でいる可能性はどれぐらいあるんでしょうか。いや、私は、もしそこで、まあ政権の交代あるいは総理の交代があつてですよ、次の総理が、いや、こういう談話はやめておくべきだったといって、そこからやめられるんですか。だからここは、そういうことも考えて、日本の国益を考えれば、こういう談話でとにかく謝罪外交を続けていくというのは日本はもう卒業しないと。だって、今侵略行為をやっているのは、ロシアと中国ですからね。日本の侵略ばかり非難しますけれども。それをやめろと言う方に力を入れるのが政治ですよ、今の人を救うわけですから、戦争を起こさないようにするわけですから。是非とも、外務大臣、今、その辺りしっかりと考えていただいて、石破総理と御相談いただければというふうに思います。

次、ようやくここから法案の質疑に入ります。

まず、本法案は、同志国との間で締結されている円滑化協定、ＲＡＡの国内実施を制度的に支えるものだと思います。私は、これを単なる法整備としてではなくて、現在の厳しい安全保障環境、とりわけ中国の軍事的台頭と覇権主義的行動に対する実質的な抑止力の一環と考えるべきだというふうに思います。

先ほどのシアター構想のも関連していますけれども、実際に中国は南シナ海、東シナ海において国際法を無視した拡張政策あるいは侵略行為を展開しておりまして、台湾周辺や尖閣諸島における軍事的圧力も高まっています。このような情勢下において、我が国が豪州、英国、フィリピン、さらにはフランスなど価値観を共有する国々との間でＲＡＡを広範に締結して共同訓練や相互運用性を向上させるということは、事実上の準安全保障、準集団安全保障ネットワークとして、中国の行動を抑止する外交安全保障上の強力なメッセージともなうと思います。

そこで、外務大臣に伺いたいのですが、我が国として、このＲＡＡを、日米同盟の補完にとどまらず、中国の一方的な行動を牽制する実効的な戦略的インフラとして位置付けて、同志国とのネットワークを重層的、計画的に拡大していくという、そういう方針はあるんでしょうか。また、そのための地域的、戦略的、優先順位付けや、あるいは将来的な締約国との交渉戦略をどう描いているか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（岩屋毅君） まず、このＲＡＡは、中国を含めて特定の国を念頭に置いたものではございませんが、やはり戦略的観点で進めていかなければいけないというふうに思っております。

今委員御指摘のように、自由で開かれたインド太平洋という構想を実現していくためには、インド太平洋の同志国との間で一層安全保障、貿易協力を多層的、重層的に進めていくことが必要だと思っておりますし、先般、私、ＮＡＴＯプラスＩＰ４の外相会談に参加させていただきましたが、欧州諸国も、

中にはインド太平洋に領土を持っている国もございますし、非常にインド太平洋と欧州大西洋の安全保障はもう密接不可分だという認識を持っている国々が増えてきておりますので、そういうインド太平洋以外の地域の国とも必要に応じて安全保障、貿易協力を進めていくことは非常に重要だというふうに考えております。

この辺も含めて、防衛省とよく協議をして戦略的に進めていきたいと考えております。

○松沢成文君　ちょっと時間がないので、通告の五番に行きます。

これ、アメリカとの日米地位協定とこのR A Aの関連についてお聞きしますが、日米地位協定については、日本国内で罪を犯した米国人が米軍の施設・区域に逃げ込むといったことが問題視されまして、これまでも国会で様々議論になってきました。

この点について、日豪、日英のR A Aの審査の際、政府はこう言っているんですね。豪州、英国が日本国内に米国が使用しているものと同等の性格を有する施設や区域は持っていないことから、派遣国部隊の構成員が我が国において仮に犯罪を行った場合でも、施設・区域に逃げ込むというような事態は想定されていないと、こういうふうに政府は答えています。

しかし、罪を犯した派遣国部隊の構成員が、例えば同国軍の艦艇やあるいは共同訓練期間中に滞在拠点としている場所に逃げ込むということはあり得ない話ではありません。こうした状況で日本が裁判権を行使する事態になった場合、日本側は罪を犯した者を逮捕するために立入りが可能なのか、また起訴前でも相手国側から日本への引渡しが行われるのか、この辺りについて外務大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣（岩屋毅君）　まず、引渡しに関する援助であります。御質問のような事案が発生した場合には、裁判権を行使する我が国として、日豪、日英部隊間の協力円滑化協定の第二十一条五の（a）に基づいて、被疑者の引渡しに関する援助を提供するように豪側又は英側に要請することとなります。

それから、艦艇内や滞在拠点への逃げ込みについてなんですけれども、被疑者が艦艇内に逃げ込んだ場合、事案に応じて我が国当局の関係者による軍艦への立入りへの同意を豪側又は英側に求めることとなります。それから、被疑者が宿泊施設等の滞在拠点に逃げ込む場合には、同拠点は言うまでもなく一般的に我が国の領域内でございますので、基本的には我が国の当局が警察権を行使するために同拠点に立ち入ることは可能でございます。

なお、接受国側が裁判権を行使すべき事案においては、派遣国側が被疑者を逮捕して一時的に身柄を確保することはあり得ても、拘禁することではなく、被疑者は接受国側に引き渡されて、必要に応じて接受国側が当該被疑者を逮捕し拘禁することとなると承知をしております。

○松沢成文君　そして、もう一つの疑問点は、この日豪、日英R A Aにおいては、被疑者の逮捕、引渡しや捜査に関する相互援助を行うことが規定されています。

一方、既にR A Aが発効した豪州、英国、そしてR A Aの署名が行われたこのフィリピンですね、これはそれぞれ死刑廃止国なんですよ。で、仮に、日本において豪州、英国軍の構成員が日本人を殺害したりして、それが死刑に値するようなものであった場合、罪を犯した者が死刑を恐れて早急に自国の軍隊や当局に自首して、豪州、英国側に身柄が拘束されるという事態も想定し得ると思いますが、そのような場合は日本としてどのように対応するのでしょうか。

○国務大臣（岩屋毅君）　我が国が接受国である場合、豪州国防軍又は英国軍の構成員である被疑者に死刑が科される十分な可能性がある場合には、豪側又は英側が被疑者の逮捕、引渡しや捜査の実施についての援助義務を免除されることとしつつ、一方で、日本国内においては、日本の警察が被疑者の逮捕等の警察権を行使するに当たって、豪側、英側はそれを妨害してはならない旨が協定の附属書等で規定を

されております。

御指摘の場合の対応については、個別の事情に即して対応することとなるために一概に述べることは困難ではありますが、例えば、仮に当該被疑者が本国に帰国した場合には引渡しが実現しないということも考えられますが、この場合、豪州又は英国は、日本側の要請により、それぞれの法令によって認められる範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託する義務を負うとされております。

○松沢成文君 最後の質問にしますけれども、日米地位協定については、こういう刑事裁判権だけではなくて、最近では、P F O S なんかの環境問題、それから米軍の航空機による騒音だとか事故といった地域住民の健康や安全に関わる問題が指摘されて、国会でも様々議論になっています。

このR A Aに基づく協力活動においても、このような環境汚染、人の健康、安全に関わる事案は防止すべきだと考えますが、こうした問題に関連する規定は各種R A Aに盛り込まれているんでしょうか。これ、参考人の方で結構です。

○政府参考人（門脇仁一君） お答え申し上げます。

日豪、日英部隊間協力円滑化協定、協定第二十条におきまして、環境、人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施するということが定められております。これらに影響を及ぼし得る問題について協議し、及び適当な情報を交換するということとなっております。

また、同条では、派遣国が接受国の法令を考慮して、環境や人の健康及び安全に対する損害や又は損害のおそれに対処するために適当な措置を接受国と協力して速やかにとるということが定められております。

○松沢成文君 もう終わりにしますけど、最後質問できなかつたんですけど、これ、日米地位協定は、アメリカ軍が日本での活動で様々な条件を定めたものですね。これから共同訓練なんかも頻発化しますと、自衛隊員がアメリカに行って、（発言する者あり）そう、逆もあるわけです。でも、それに関する規定はまだないんですね。是非ともそこについても検討しないと、極めてこの、何だ、片肺的な関係になってしまうので、是非とも御検討よろしくをお願いします。

以上です。